

Title	国際河川委員会における国境水紛争処理制度の意義と課題（二）：アメリカ＝カナダIJC の実践を手掛かりに
Author(s)	鳥谷部, 壤
Citation	阪大法学. 63(6) P.121-P.145
Issue Date	2014-03-31
Text Version	publisher
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/68000">https://doi.org/10.18910/68000</a>
DOI	10.18910/68000
rights	
Note	

***Osaka University Knowledge Archive : OUKA***

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

# 国際河川委員会における国境水紛争処理制度の

## 意義と課題（二）

——アメリカ・カナダ IJ C の実践を手掛かりに——

鳥谷 部 壤

### 第二節 問題処理状況

既述の IJ C の四類型の手続のうち、アメリカ・カナダ両当事国の間に発生した国境水に関する「問題」に対処すべく具備された手続は、第九条の「付託」調査報告手続」と第一〇条の「付託」決定手続」である。既に指摘したように後者の手続はこれまでに一度も利用されることがないが、前者の手続については多数の付託が見られる。そこで以下では、まず、一九一二年の活動開始から現在までの第九条手続に基づく IJ C の問題処理状況を明らかにすることから始めよう。なお、ここにいう「問題」とは、第九条の下で IJ C に付託された全ての事案を指し、それは、本稿冒頭の紛争の定義にあるような「二当事者間の法又は事実に関する不一致、法的見解又は利害の対立」に直面しているものに限られないものとする。

#### 1 問題処理の流れ

第九条手続に基づいて付託された問題の処理は概ね以下の通り実施される。まず、特定の「問題」の調査・報告

を求めて、慣行上、両政府の合意に基づいてIJCに付託がなされる。付託を受けてIJCは、調査の範囲・内容を確定するとともに、専門的調査を実施するために「ボード(Board)」を設置することができ、付託後、三日でボードが設置される場合もあれば半月ほどかかる場合もある。<sup>(95)</sup> 設置されるボードの名称は事案毎に異なるが、「エンジニアリング・ボード(Engineering Board)」「アドバイザー・ボード(Advisory Board)」「ポリューション・ボード(Pollution Board)」「スタディ・ボード(Study Board)」「タスク・フォース(Task Force)」等が典型的である。ボードの専門委員は、慣行上、その付託に対して責任を負うアメリカ・カナダ両国の州及び連邦政府機関から選任されるが、委員は自身の所属する機関の見解を代表することなく、一専門家として行動するようIJCから指示される。<sup>(97)</sup> また、ボードの下には補助機関として、土木・環境・経済等に関する小委員会が設置されることもある。<sup>(98)</sup> 以上のように構成されたボードは、招集後、調査内容の確認、調査実施期間の決定、検討手法の措定等を行った上で調査を実施し、時として暫定報告書又は経過報告書の提出を経て、最終報告書をIJCに提出する運びとなる。<sup>(99)</sup>

ボードの設置と並んで審理過程の重要な柱を構成するものとして、ヒアリングの実施が挙げられる。<sup>(100)</sup> IJCは、ヒアリングの開催時期、場所及び目的を両政府及び利害関係人に直接通知するか、あるいはIJCのウェブサイトに新聞にて周知を徹底する。<sup>(101)</sup> ヒアリングは原則として公開され、連邦議会及び関係政府機関の代表者、州・郡の担当者、企業の担当者、市民団体、個人等、広範囲にわたる利害関係人が参画する。ヒアリング実施時期は必ずしもボードの報告書提出後のみならず、ボード設置前、ボード設置後、あるいはボードによる調査期間中等、様々な段階で複数回アメリカ・カナダの双方で実施され、<sup>(102)</sup> その際、政府及び利害関係人は、口頭又は書面の証拠を提出する権利を有する。<sup>(103)</sup> また、必要な場合には参考人招致も実施され、委員らによる尋問・反対尋問が行われる。<sup>(104)</sup>

最終的に、IJCは、ボードによって提出された最終報告書及びヒアリングの結果を慎重に考慮し、結論・勧告を含む最終報告書を全会一致で採択し、報告書を両政府に提出する。なお、IJCは、勧告内容の遵守確保や履行監視を行うために、必要に応じて、「国際管理ボード (International Board of Control)」の設置を要請することがある。<sup>(106)(107)</sup>

## 2 問題処理内容

IJCは、一九一二年の活動開始以来現在まで、計一二二件の申請・付託を受理してきた。このうち第九条の「問題」の付託に基づいて事実調査が行われた事例は計五七件存在する。<sup>(108)</sup>かかる事実調査の結果は、両当事国に最終報告書が提出されたケースが五三件、審理中止となったケースが二件、国籍委員の間で意見が等しく割れ全会一致の評決に至らなかったケースが一件、審理中のケースが一件、である。<sup>(109)(110)</sup>

全五七件の事実調査の内容は以下の通りである。なお、ケースによっては複数の事項に跨ることがある。「水」の配分に関する調査 (Docket Nos. 41, 58, 107)、「ダム」の建設・補修に関する調査 (Docket Nos. 5, 51, 67)、「分水」の実施に関する調査 (Docket Nos. 51, 57, 67, 82, 101, 104, 116, 117)、「ナイアガラ瀑布の景観保護に関する調査」 (Docket Nos. 55, 64, 74, 86)、「灌漑利用に関する調査」 (Docket Nos. 54, 57, 101, 107)、「水位調整に関する調査」 (Docket Nos. 3, 20, 50, 67, 82, 91, 111, 117)、「航行的利用に関する調査」 (Docket Nos. 5, 17, 37, 77)、「水力発電に関する調査」 (Docket Nos. 17, 51, 64, 76, 116)、「大気汚染に関する調査」 (Docket Nos. 25, 61, 85, 107, 111)、「水汚染に関する調査」 (Docket Nos. 4, 53, 54, 55, 73, 81, 83, 94, 95, 101, 107, 110, 118)、「流域水資源開発に関する調査」 (Docket Nos. 17, 51, 71, 76)、「流域管理手法に関する調査」 (Docket Nos. 17, 63, 117, 120)、「潮力発電計画に関する調査」 (Docket Nos. 60, 72)、「環境・生態系保護に関する調査」 (Docket Nos. 91, 101, 107, 110, 111)。

「洪水制御に関する調査 (Docket Nos. 26, 51, 98, 101, 103, 113, 122)」「大気質に関する調査 (Docket No. 99)」「水質に関する調査 (Docket Nos. 73, 81, 91, 94, 96, 101, 107, 110, 118, 120, 121)」「五大湖の技術情報網の適切性に関する調査 (Docket No. 105)」「五大湖の継続管理のためのアドバイザー・ボード設立に関する調査 (Docket No. 106)」「常設の『国際流域ボード (international watershed boards)』設立に関する調査 (Docket No. 114)」「五大湖水質協定の再検討に関する調査 (Docket No. 119)」「大気質協定の再検討に関する調査 (Docket No. 112)」「国境水の共同管理及びその際の IJC の役割に関する調査 (Docket No. 121)」。

### 第三節 紛争処理事例の分析

それでは、これら五七件の「問題」付託事例のうち、一体どのくらいのケースで「紛争」の発生を招来しているであろうか。現在までに、アメリカ・カナダ連邦政府の間に、付託時又は付託後の審理の中で、既に定義したような「紛争」を明らかに生ぜしめたケースとしては、「トレイル溶鉱所大気汚染ケース (Docket No. 25)」「コロンビア河流域開発ケース (Docket No. 51)」「ウォータートン・ベリー河分水ケース (Docket No. 57)」「オントリオ湖水位調整ケース (Docket No. 67)」「ガリソン分水計画ケース (Docket No. 101)」「ポプラー河火力発電所建設計画ケース (Docket No. 107)」「フラットヘッド河鉱山開発計画ケース (Docket No. 110)」の七件を確認できる。なお、この七件を除く付託の大部分は、「紛争」の性格を帯びるものではなく、むしろそれとは反対に、両国の共通利益に関係するような単なる「問題」の発生にとどまるものであった。<sup>(15)</sup> また、これら七件以外にも、「ミシガン湖分水ケース (Docket No. 82)」「スカジット河ロス・ダム建設計画ケース (Docket No. 46, 91)」では「紛争」の発生が認められるが、これらは必ずしも両国連邦政府間に発生したものとは言えないことから本稿では

検討の対象から除外する。<sup>(16)</sup>

そこで、以下では、両国連邦政府間に発生した前記七件の紛争事例を年代順に取り上げ、以下二つの視点から分析を行うこととする。すなわち、一つは、IJCは、国境水条約上の実体義務（汚染防止義務）をどのように解釈適用してきたか、もう一つは、IJCは、紛争処理の中でどのような役割・機能を果たしたのか、あるいは果たそうとしたのか。かかる視点からの分析は、紛争処理機関としてのIJCの意義と課題を明らかにする上で避けては通れない問題であると考ええる。

【1】トレイル溶鉱所大気汚染ケース (Docket No. 25)

【事案】 本件は、「カナダ採鉱製錬合併会社 (Consolidated Mining and Smelting Company of Canada, Ltd.)」によって運営される、カナダのトレイルに建設された鉛・亜鉛を製錬する溶鉱所が、一九二五年及び二七年、煙突を延伸し製錬量を増加させたことにより、大気中に高濃度の二酸化硫黄を大量に放出する事態を招き、それがアメリカワシントン州の農作物・森林等に深刻な被害を生じさせたという事案である。<sup>(17)</sup> アメリカ・カナダ両政府は、一九二八年八月七日、溶鉱所の操業によってワシントン州に生じた損害の程度、損害の賠償額の算定、とらわれるべき是正措置等の調査・報告を求めてIJCに付託を行った。<sup>(18)</sup>

【報告】 一九三二年二月二八日、IJCは全会一致で次のような勧告を行った。(a)「トレイル溶鉱所の放出する硫黄煤煙が当面減少すると予想されることに鑑みて、委員会は、それ故、かかる煤煙に関するアメリカの利益を一九三二年一月一日まで償うところの賠償額を決定することが当を得ていると考ええる。委員会は、過去のすべての損害額及び一九三二年一月一日までの損害額は、合計で三五万ドルであると決定し認定する。しかしながら、上記合

計は、一九三二年一月一日以降に発生するいかなる損害をも含まないものとする<sup>(11)</sup>。(b) 当該企業は設置を予定している脱硫酸装置の建設作業を可能な限り迅速に進め、また当該工場からアメリカに漂流する二酸化硫黄の煤煙の量及び濃度を削減するために、アメリカに損害が及ばなくなるまで、必要に応じて更なる措置をとるものとする<sup>(12)</sup>。

〔分析〕 本件紛争の付託・審理当時は、国境水条約第三条・四条手続に基づく小規模のプロジェクトの「申請」が大部分を占める一方、<sup>(13)</sup> 第九条手続による「問題」の「付託」は数件しか見られないという状況にあった。なお、本件は大気汚染紛争であって、河川起因の紛争ではないが、IJCの管轄権は既述のように必ずしも河川に限定されない。

本件IJC勧告発出後に設立された仲裁判決は、かの有名なトレイル溶鉱所事件として今日広く認知されているが、本件紛争を巡る主要な争点については既にIJCによって本格的な調査が実施されていた。とりわけ賠償額の算定及び煤煙処理能力の改善に関する本件IJC勧告は仲裁判断の重要な基礎をなした。このことは、仲裁が、IJCの右勧告(a)を前提として、一九三二年一月一日以降の賠償額の算定を行ったこと、<sup>(12)</sup> 及び右勧告(b)に合致するように二酸化硫黄の最大許容放出量を詳細に規制したことに裏づけられている。国境水条約第四条二項は、「締約国は、国境水及び国境を跨いで流れる水が他方当事国の住民の健康又は財産に損害をもたらすような方法で汚染されないものとする<sup>(14)</sup>」との汚染防止条項を置いていたが、本件では、カナダが既に自国の責任を認めていたことから、汚染防止義務違反の検討が俎上に載せられることはなかった。ただ、留意すべきは、賠償額の算定及び防止設備の改善を命じる際に、IJCが暗黙裡に汚染防止義務違反を前提として判断を下したことから、こうしたIJCの判断の背景には、国家は他国の法益を侵害する結果を導く領域の使用及び使用の許可の権利を有しないとの「領域使用の管理責任」原則に依拠する様子を垣間見ることがができる。今日、慣習国際法として一般に承認されて

いる「領域使用の管理責任」原則の重要な法的基盤は、しばしばトレイル仲裁判決に求められるが、その萌芽は既に本件 I J C 勧告の中に見出すことができる。

また、賠償額の算定及び損害防止策としての煤煙処理設備の改善を指示することにより、両当事国に受け入れ可能な解決条件を提示しようとした I J C の姿は、「調停者<sup>(125)</sup>」としての振る舞いに等しいと言えよう。実際にも、I J C によって算定された賠償額が、一九三五年四月一五日の仲裁裁判所設立協定によって全面的に受け入れられたこと<sup>(126)</sup>、また I J C の提案した工場設備の改善案が仲裁裁判所によって是認・精緻化されたことは、I J C の調停的紛争処理が解決にまで至ったことの証左と言える。

【2】コロンビア河流域開発ケース (Docket No. 51)

【事案】 カナダからアメリカに向けて流れるコロンビア河 (Columbia River) は、季節によって流量の増減が激しく、下流に位置するアメリカに幾度となく洪水と渇水をもたらしてきた。この問題を解決するためには、貯水施設の建設が必要となるが、これに最も適した場所は同河の上流国たるカナダに位置していた。しかし、貯水施設の建設は、カナダよりもアメリカに経済的にはるかに多くの利益をもたらし得るものであった。そこで、一九四四年三月九日、両政府は、カナダに建設予定の貯水施設の利用規則、及びアメリカに建設予定の発電所の電力の配分原則の調査・報告を求めて I J C に付託した<sup>(128)</sup>。なお、本件付託当時は、両政府間に未だ「紛争」を生じていなかったが、付託後、カナダが同河にダムを建設し、その水を大量に他の流域に分水したことで「紛争」を生じた<sup>(129)</sup>。

【報告】 本件付託の調査機関として I J C によって設立された「コロンビア河国際エンジニアリング・ボード (International Columbia River Engineering Board)」は、一九五九年三月の報告書において、三つの水利用計画を提



案した。すなわち、第一は「非分水計画 (Non-Diversion Plan)」と称されるもので、クートネー河 (Kootenay River) からコロンビア河への分水を実施せずに済ます計画、第二は「コッパー・クリーク (Copper Creek) 分水計画」と称されるもので、クートネー河からコロンビア湖に毎秒三六〇〇フィートの水を分水する計画、第三は「ドール分水計画 (Dorr Diversion Plan)」と称されるもので、クートネー河をドール (Dorr) ダムで堰き止め、流量のほぼすべて (毎秒八〇〇〇フィート) をブル河 (Bull River) ダムに分水するという計画である。<sup>(131)</sup> IJCは、カナダへの貯水施設建設によりアメリカにもたらされる電力及び洪水制御上の利益を両国間で衡平に配分すること、自国領域内の施設の建設費用は各国の負担とすること、費用便益比率の良好なものから順にダム・発電所の追加建設を実施すること等を勧告した。<sup>(131)</sup>

〔分析〕 本件紛争は、一九四四年を境に、それまで国境水条約第三条・四条に基づく「申請」事案が大半を占めていた時代から一転、第九条手続に基づく「付託」事案が急増する最中、当時の付託急増の一翼を担った事案である。<sup>(132)</sup> 本件は、勧告付与までおよそ一五年の歳月を要したが、最終的にボード及びIJCによって出された勧告は、その後の当事国間交渉を経て、一九六一年にコロンビア河流域水資源共同開発条約として結実した。<sup>(133)</sup> 同条約では、ボード及びIJCの勧告内容が大きく反映され、とりわけ衡平利用原則や、前記三つの計画のうち第一計画と第二計画を組み合わせたものが採用された。<sup>(134)</sup> そこで、まず、綿密な事実調査を行い、最終的に両当事国に受諾可能な解決案を提示したIJCは、【一】と同様、「調停者」としての役割を果たしたと評価できる。<sup>(135)</sup> また、それだけでなく、本件IJCの勧告を受けて当事国間で交渉が開始され、最終的に勧告を取り込む形で条約として結実したことは、IJCの調停的紛争処理が解決にまで至ったことを示唆している。

【3】 ウォータートン・ベリー河分水ケース (Docket No. 57)

【事案】 ウォータートン・ベリー河 (Waterton-Belly Rivers) は、アメリカモンタナ州に源流を有しカナダに向かつて流れる河川である<sup>(136)</sup>。アメリカでは、同河が山間部を流れるためこれまでほとんど利用されてこなかった。しかし、「カナダの草原農場復興管理局 (Prairie Farm Rehabilitation Administration)」が灌漑利用のために同河の水をカナダに分水する計画を立案したことを受けて、アメリカも灌漑利用のために山間部にトンネルを通して同河の水を他の地域に導水することを企図した<sup>(137)</sup>。そこで、両政府は、一九四八年一月二日、同河の水の現在及び将来の利用・配分・保全に関する調査・報告を求めて I J C に付託を行った<sup>(138)</sup>。付託の中でカナダは、国際法及び I J C の先例によれば、カナダによる同河のこれまでの利用は、将来の同河に対する利用権を補強するものであると主張し、アメリカによる分水計画に異議を申し立てたのに対し<sup>(139)</sup>、アメリカは国境水条約第二条<sup>(140)</sup>を援用し自国領域内の河川に対する排他的利用権を主張した。

【報告】 本件では、アメリカとカナダの委員の間で見解が激しく対立したため、委員会として一致した勧告及び報告を採択することは見送られた<sup>(142)</sup>。

【分析】 本件付託当時の時代背景は【2】と同様であるものの、I J C によって成功裏に紛争処理・解決がなされた【1】【2】とは対照的に、委員会として一致した勧告を發出できずに終わったことから、I J C は本件紛争の処理・解決に何ら効果的な役割を果たし得なかったとの評価が妥当する。

【4】 オンタリオ湖水位調整ケース (Docket No. 67)

【事案】 一九五一年から五二年にかけて、過酷な嵐の発生と相俟って、オンタリオ湖 (Lake Ontario) 及びセン

ト・ローレンス河 (Saint Lawrence River) の水位がかつて経験したことのない高さまで上昇し、同湖及び同河沿岸のアメリカ・カナダ両国市民の財産に深刻な浸水・浸食被害を生じた。<sup>(143)</sup> 同湖の水位上昇が必ずしも自然災害のみ起因するものでないことについては両国の間で概ね見解の一致が見られたが、カナダによるセント・ローレンス河へのガット・ダム建設、一九四一年及び四三年の水力発電計画に伴ってカナダが実施した五大湖流域水の分流の要因がどれほど影響していたかについての両国の見解には隔たりが見られた。両政府は、一九五二年六月二五日、本件オンタリオ湖の水位に変動を引き起こした要因、及び同湖の極端な水位の変動を除去するために、如何なる水位調整措置がとられるべきかの調査・報告を求めて I J C に付託した。<sup>(145)</sup>

〔報告〕 I J C は、一九六一年四月五日、オンタリオ湖の水位の上昇を引き起こした主たる要因を自然的要因に帰せしめ、それ以外の副次的要因として、同湖周辺の地殻変動、カナダによる五大湖流域水の分流、ガット・ダム建設を含むギャロップ島急流域の河川の人為的変更及びスペリオル湖の水位調整に因ると結論つけた。<sup>(146)</sup> また、如何なる水位調整措置がとられるべきかとの問いに対して、I J C は、一九五二年一〇月二十九日の承認命令に従って現在作業が進められていることから、この点に関する本件付託の目的は既に達成されていると結論した。<sup>(147)</sup>

〔分析〕 本件紛争も【2】【3】と同様の時代背景の中で付託がなされた事案である。しかし、本件は自然災害という不可抗力が大きく作用した点で他の六件の紛争事案と性質を異にする。本件で I J C は、オンタリオ湖の水位上昇の要因を解明するために詳細な事実調査を行ったものの、それが二年半という長きに亘り、その間の交渉の中で、カナダ政府によって、一定の範囲の損害についてアメリカ市民に賠償を支払う用意がある旨の表明がなされた。<sup>(148)</sup> 両政府は、結局、I J C の報告を待たずして賠償額の判断を仲裁裁判所に仰ぎ、その結果、紛争解決に至ったこと<sup>(149)</sup> から、本件における I J C の紛争処理が紛争解決にどれほど効果的な役割を果たしたかを確定することは困難と言

えよう。

【5】 ガリソン分水計画ケース (Docket No. 101)

【事案】 一九六五年、アメリカ議会は、ノース・ダコタ州中部及び南部の二万五〇〇〇エーカーの乾燥地域に工業・農業・生活用水を供給するためにミズーリ河から分水する装置、「ガリソン分水ユニット (Garrison Diversion Unit)」の建設計画を承認した。<sup>(150)</sup> これに対して、カナダは、かかる分水により、カナダのマニトバ州を流れるソリス河 (Souris River) やレッド河 (Red River) の洪水の危険性を高めること、外来生物の侵入によりカナダ住民の健康及び財産が侵害されるおそれのあること (国境水条約第四条二項〔汚染防止義務〕の違反) を主張し計画に反対した。<sup>(151)</sup> 一九七五年一〇月二二日、両政府は、当該計画がカナダに及ぼし得る越境影響の調査・報告を求めてIJCに付託した。<sup>(152)</sup>

【報告】 IJCは、一九七七年八月一二日、全会一致で以下のように勧告した。「閉鎖系 (closed system)」及びフィッシュ・スクリーン (fish screen) を導入したとしても、それは生物相及び病原菌の移転を確実性をもって防止し得ず、その結果、生態系、とりわけカナダの商業漁業及びスポーツフィッシングに対して、「重大かつ回復不可能な損害 (severe and irreversible damage)」を引き起こすことが予想されることから、現段階では分水ユニットを建設してはならない。<sup>(153)</sup> 当事国政府が、生物相移転リスクを除去する手法が証明されたことに合意するか、あるいは生物相移転の問題がもはや懸念事項ではなくなったことに合意する場合に、以下の条件に従って分水ユニットの建設に着手することができる。<sup>(154)</sup> かかる条件とは、流域内の生物相移転問題を解決するために要求されるあらゆる合意された修正又はその他諸措置が当該計画に編入されること、当該計画から生じた返流水の水質及び水量の検証

を実施し、以後これら諸問題に対する懸念の解消に合意がなされること、「最善の管理実行 (best management practices)」を確保する既存又は新規の規則・法律の有効性に適切な合意がなされること。<sup>(156)</sup>

〔分析〕 本件紛争の付託・審理当時は、一九五〇年代にピークを迎えた大規模な水資源開発に関する「付託」が一九六二年以降落ち着きを見せ始め、代わって、越境水汚染、水質の管理及び環境・生態系の保護の調査・報告を要請する「付託」が五大湖を中心に多く見られる時代に入っていた。<sup>(156)</sup> 本件紛争は五大湖に関する付託ではないものの、付託内容は以上のような当時の特徴に合致するものであった。

そのような中、特筆すべきは、IJCが、国境水条約第四条二項に規定された汚染防止義務の違反を次の三つのアプローチに依拠して判断したことである。すなわち、事業計画の実施によってカナダの水利用・水質・生態系に「重大かつ回復不可能な損害」を及ぼすおそれがあるとの科学的に不確実な潜在的越境リスクを、IJCが生態系保護の立場から厳格に解し、事実上、事業計画の差止に等しい勧告を行ったことから、一つは、国際河川の生態系の保護を当事国に要求する「生態系アプローチ」<sup>(157)</sup>を、もう一つは、一定の損害が発生するおそれのある場合に、たとえ科学的確実性が十分でなくともかかる損害を未然に防止する措置をとることを要求する「予防的アプローチ」<sup>(158)</sup>を採用したと解することができる。さらに、IJCが、計画再開の条件として、外来生物の移動リスクがほぼゼロにまで減少することを要求したことは、そこに「ゼロリスク・アプローチ」の採用をも看取することができる。本件勧告の差止類似の性格は、「ゼロリスク・アプローチ」の採用によって一層厳格化されたと解することができる。

しかし、このようなIJCの姿勢は、カナダを完全な勝者とし、逆にアメリカを完全な敗者とするものであり、このことは、事業計画に反対する当事国に一種の同意権、つまり拒否権を認めるに等しい。<sup>(159)</sup> 実際にも、本件勧告に対してアメリカは強い不快感を表明した。<sup>(160)</sup> にもかかわらず、IJCが、計画の再実施の可能性を完全に排除するよ

うな勧告を行うのではなく、たとえそれが到底履行できないような厳格な条件であっても、計画を実施するために克服すべき条件を提示したことは、紛争処理に際して「調停者」として関与しようとしたことの現れと言えよう。ただし、本件でIJCが果たそうとした「調停者」としての役割は、【1】【2】とは対照的に功を奏することはなかった。<sup>(161)</sup>

【6】ポプラー河火力発電所建設計画ケース (Docket No. 107)

【事案】カナダの「サスカチュワン電力会社 (Saskatchewan Power Corporation)」は、一九七三年、アメリカとの国境に程近いサスカチュワン州コロナック (Coronach) に六〇〇メガワットの出力を擁する石炭火力発電所の建設を計画した。<sup>(162)</sup> しかし、アメリカは、当該計画の環境影響評価の欠陥を理由に、モンタナ州を流れるポプラー河 (Poplar River) の水質及び生態系に悪影響を及ぼすおそれがあると主張して同計画の実施に反対した。<sup>(163)</sup> 一九七七年八月二日、両政府は、当該計画の実施によりポプラー河の水質に対して生じ得る越境影響の調査・勧告を求めてIJCに付託した。<sup>(164)</sup>

【報告】一九八一年一月一九日、IJCは全会一致で次のような勧告を行った。サスカチュワン州上流域での水利用が下流モンタナ州の水質及び生態系に幾らかの悪影響を及ぼすとしても、その事実だけでは国境水条約第四条二項の違反を構成しない。<sup>(165)</sup> 現在及び将来の影響を評価する際に伴う不確実性を考慮に入れれば、当該プラントの操業を延期せずとも同条約第四条二項の義務の履行を確保することが可能と信ずる。<sup>(166)</sup> なお、IJCは、そのために、両政府に次のような「行動指針 (course of action)」を提供する。すなわち、モンタナ州の水利用者が悪影響を被った場合に補償を行う「二国間請求委員会 (bi-national claims commission)」を設立する<sup>(167)</sup>と、「二国間グループ (bi-

lateral group) によってポプラー河流域の水質及び水量の継続的監視並びに適切な「水質目標 (water quality objectives)」の再検討・勧告をなすこと<sup>(167)</sup>。

「分析」 本件は【5】と時代背景を同じくし、また、付託内容についても、事業計画の河水環境への影響が争点となった点で【5】に類似するものであった。本件においても IJC が、「生態系アプローチ」の観点から検討を行ったことは疑いを容れないが、翻って「予防的アプローチ」についてはどうであろうか。本件で IJC は、河川の生態系に何らかの悪影響を引き起こすおそれにとどまる段階であっても、行動指針の提供という計画国の条約条項の遵守確保を促す措置を勧告しており、これは科学的に不確実な状況にあっても損害防止措置を講ずることを命じるものであることから「予防的アプローチ」を採用したと考えられる。しかし、【5】とは異なり、損害発生のおそれが重大かつ回復不可能とまでは言えない状況下の本件では、事業計画の差止ではなく遵守確保措置を命ずるとどめたことから、その採用の程度は【5】と比べて弱いものであったと評価できる。

本件で IJC は、事実上、計画の差止に等しい判断を下した【5】とは対照的に、潜在的被影響国の立場に十分配慮しつつ計画国に比較的履行の容易な解決条件を提示した。実際にも、勧告後、二国間請求委員会が設立される等、両当事国によって勧告が受諾されたこと<sup>(168)</sup>は、IJC の「調停者」としての役割が功を奏したことを示唆している。ただし、留意すべきは、IJC が報告の中で、越境影響をもたらし得る事業計画について、計画段階での十分な事前通報・協議の実施を命じたこと<sup>(169)</sup>によって、当時、条約上も慣習国際法上もそのような法的義務を負っていなかった両政府の不満を募らせたことは、前述の「調停者」としての役割を減じさせる結果となった<sup>(17)</sup>。



【7】フラットヘッド河鉦山開発計画ケース (Docket No. 110)

【事案】 フラットヘッド河 (Flathead River) は三つの支流からなり、最終的にこれら支流は合流しアメリカミシシッピ州西部のフラットヘッド湖に注ぐ。フラットヘッド河水系は多種多様な希少魚の生息が確認されており豊かな生態系を形成している。<sup>(175)</sup>ところが、カナダ企業 Sage Creek Coal Ltd. は、一九七五年、カナダのブリティッシュ・コロンビア州に位置するケビン・クリーク (Cabin Creek) 周辺の鉦山開発を計画した。<sup>(176)</sup>これに対して、アメリカのモンタナ州政府及びその住民は、当該開発が、フラットヘッド河水系に国境水条約第四条二項〔汚染防止義務〕の違反を惹起するような深刻な汚染を引き起こすと主張して同計画に強く反対した。そこで、両政府は、同計画の実施から生じるフラットヘッド河生態系への影響の調査・報告を求めて IJC に付託を行った。<sup>(176)</sup>

【報告】 一九八五年四月一八日、IJCにより設立された「フラットヘッド河国際スタディ・ボード (Flathead River International Study Board)」は、河水中の亜硝酸塩及びアンモニア濃度の上昇並びに地下水の溶存酸素濃度の低下により魚種の産卵に悪影響を及ぼし得るとし、さらに、藻類の異常繁殖により鉦区内の底生生物にも悪影響を及ぼし得ると結論した。<sup>(176)</sup>ただし、魚種の減少の度合いについては、鉦区の地下水系が完全に解明されていないことから予測不能であると判断した。<sup>(177)</sup>

これを踏まえ、IJCは全会一致で次のように結論づけた。すなわち、計画中の開発プロジェクトが第四条二項に違反して越境影響のリスクを生じさせたと言うためには、かかるリスクが開発の進展を妨げるのに十分なものでなければならない。<sup>(178)</sup>この原則は、たとえリスクの程度が確実性を伴って評価されずとも、両当事国が越境汚染リスクを受け入れることに同意しない限り適用されるべきである。<sup>(179)</sup>魚種の個体数の減少とその持続は、明らかに漁業の保護及び相手国の公有地における財産利益に対して、「極めて重大な結果の侵害 (an injury of most serious conse-



quence)」を引き起こすおそれがあることから、当該計画の実施は第四条二項の違反を構成する<sup>(180)</sup>。これを受けて、IJCは次のように勧告した。「(a) 本件採掘計画を承認しない。(b) 規制当局は、将来的に以下のことが証明されない限り本件採掘計画を承認してはならない。(i) 当審議会の報告書によって認定された潜在的越境影響が、合理的確実性をもって決定され、かつ両政府の受諾可能なリスクの範囲内に収まっていること、(ii) フラットヘッド河水系のスポーツフィッシングの個体群及び生息地に対する潜在的影響が生じ得ないか、あるいは効果的かつ確実な方法で完全に軽減され得ること、(iii) 両政府は、フラットヘッド河上流域の、両立し得る衡平かつ持続可能な開発活動及び管理政策を決定し実施するための機会を考慮に入れること」<sup>(181)</sup>。

〔分析〕 本件紛争は【5】【6】と時代背景を同じくし、IJCによって「生態系アプローチ」が採用された点でこれらの事例と類似する。本件でIJCは、カナダの事業計画の実施によってフラットヘッド河に発生が予想される魚種の減少の継続が、アメリカに「極めて重大な結果の侵害」を引き起こすおそれがあるとして、科学的確実性の十分な担保なしに、事実上、計画の差止に等しい判断を下したことから、【5】と同様、汚染防止義務の違反を「予防的アプローチ」に依拠して判断したと解せられる。また、IJCは、計画再開のための条件として、河水環境に対する潜在的越境影響が当事国政府の受諾可能なリスクの範囲内に収まっていること、並びに特定の魚種及び生息地に対するリスクがほぼゼロにまで縮減されたことを計画国政府自ら確実性をもって証明すべきとする厳格な立証責任を課したことから、この点に関しても、【5】と同様、汚染防止義務の違反を「ゼロリスク・アプローチ」に依拠して判断し<sup>(182)</sup>、それにより事業計画の差止の性格を一層強固にしたと評価できる。

本件で、生態系保護の立場に厳格に依拠して判断を下したIJCは、以後、事業計画に反対する当事国が常に完全な勝者となるとの警戒感を計画国に強く抱かせてしまう結果を惹起した<sup>(183)</sup>。しかし、本件でIJCは事業計画を無

条件に差し止めるのではなく、たえそれが計画国にとって履行困難であったとしても、計画実施が容認されるために克服されるべき条件を提示したことは、そこに「調停者」として振る舞おうとするIJCの姿の片鱗を見て取ることができる。ただし、このようなIJCの「調停者」としての振る舞いは、計画国たるカナダ政府に受け入れられず、<sup>(84)</sup>したがって、本件におけるIJCの調停機能の実効性を肯定的に評価することは困難と言えよう。<sup>(85)</sup>

- (85) Rules of Procedure of IJC, Part III, Advisory Board 1, at [http://www.jic.org/en/Treaty\\_and\\_Agreements](http://www.jic.org/en/Treaty_and_Agreements).
- (86) G. G. Waite, "The International Joint Commission - Its Practice and Its Impact on Land Use", 13 *Buffalo Law Review* (1963), p. 113.
- (87) *Ibid.*
- (88) M. E. Welsh, "The Work of the International Joint Commission", 59 *Department of State Bulletin* (1968), p. 313. *Eg.*, Docket Nos. 107, 118.
- (89) *Eg.*, Docket Nos. 51, 98, 101, 110.
- (90) Thompson, *supra* note (72), pp. 12-13.
- (91) Boundary Waters Treaty, *supra* note (15), Article. 12, para. 3.
- (92) Rules of Procedure of IJC, *supra* note (94), Part III, Hearings 3.
- (93) *Ibid.*, Part I, Conduct of Hearings 7. 特に大規模なヒアリングが実施された例として、Docket Nos. 72, 83, 95, 101, 103, 111, がある。このうち、五大湖の汚染の調査・報告を求めて、IJCに付託されたケース (Docket No. 83) では、ボードによる報告書提出後、アメリカ・カナダ両国で計八回のヒアリングが実施され、両政府の代表者、政府機関の担当者、産業界、地元組織、私人等あらゆるレベルの利害関係人が口頭又は書面で意見表明を行い、総勢約一八〇人にヒアリングが実施され、さらに二〇〇を超える声明・文書が私人や組織を代表して提出された。IJC Great Lakes Pollution Report (1970), pp. 17-18.
- (94) Rules of Procedure of IJC, *supra* note (94), Part III, Hearings 5.

- (104) *Ibid.*, Hearings 7.
- (105) Legault, *supra* note (80), p. 51.
- (106) 国際管理ボードの設置例としては、Docket Nos. 26, 41, 64がある。このうち、ナイアガラ瀑布の浸食状況及び景観の保全のために計画された是正作業の実施に関する調査・報告を求めてIJCに付託されたケース (Docket No. 64)で、IJCは、この先、数年以内に稼働することが予定されているナイアガラ瀑布上流に位置する水力発電所は必ずや同瀑布の景観に悪影響を及ぼすと結論し、同瀑布の流量低下を惹起せぬよう制御装置の設置を勧告するとともに、制御装置の運転を監視するために、「ナイアガラ国際管理ボード (International Niagara Board of Control)」の設立を勧告した。Report of the IJC, on the Preservation and Enhancement of Niagara Falls (1953), pp. 14-15.
- (107) なお、第三条・四条手続における審理は以下の要領で進行する。「事業者による申請対象事業の計画立案」→「事業者による管轄国政府への申請」→「管轄国政府による申請内容の審査・承認」→「管轄国政府からIJCへ正式申請 (なお、連邦政府・州・市による申請が認められた例あり)」→「申請の受理」→「相手国政府への申請内容の通知及び一般市民への公示」→「IJCによる申請内容の調査」→「ボードの設置」→「ボードによる申請内容の調査」→「IJCへの報告書の提出」→「IJCによるビザリングの実施」→「IJCによる命令の付与 (承認又は不承認)」→「国際管理ボードによる命令の遵守監視 (承認の場合)」。Rules of Procedure of the IJC, *supra* note (94), Part II: Guidance in Seeking Approval for Uses, Obstructions, or Diversions of Waters under the Boundary Waters Treaty of 1909 (Mar. 2012), at [http://www.ijc.org/en/Treaty\\_and\\_Agreements](http://www.ijc.org/en/Treaty_and_Agreements).
- (108) 第九条手続以外の手続の利用状況は以下の通り。第三条・四条手続に基づく申請は、現在までに六三件を数える (第三条に基づく申請が三二件、第四条に基づく申請が三二件)。続いて、第六条手続の利用はこれまでに一件のみ (Docket No. 9)。第一〇条の手続の利用は既述の通り一件も存在しない。その他エラーが一件 (Docket No. 56)。
- (109) Docket Nos. 3, 4, 5, 17, 20, 25, 26, 37, 41, 50, 51, 53, 54, 55, 58, 60, 61, 63, 64, 67, 71, 72, 73, 74, 76, 77, 81, 82, 83, 85, 86, 91, 94, 95, 96, 98, 99, 101, 103, 104, 105, 107, 110, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 118, 119, 120, 121.
- (110) 一〇は、Docket No. 92。IJCは、暫定報告書を提出したにも関わらずほとんど進展が見られなかったことから、全会一致で作業の終了を決定し両政府に通知した。もう一つは、Docket No. 106。IJCは、「五大湖水位アドバイザー

リ・ボード (Great Lakes Levels Advisory Board) の報告を受け入れ、更なる行動の必要がないことを全会一致で決定した。米側 IJC 広報官、フランク・ベバクア氏 (Mr. Frank Bevacqua) による二〇一三年七月二九日付電子メール回答。

(11) Docket No. 57. See also Willoughby, *supra* note (93), p. 41. なお、IJC のこれまでの活動の中で、全会一致の合意が得られずアメリカ・カナダの各政府に個別に報告が行われたケースは、Docket No. 57 を含めて僅か三件しか見られないという。米側 IJC 広報官、フランク・ベバクア氏による二〇一三年七月二〇日及び二九日付電子メール回答。

(12) Docket No. 122.

(13) なお、第三条・四条手続の審理結果は以下の通り。六三件のうち、未審理が二件 (Docket Nos. 69, 97)、審理の延期が四件 (Docket Nos. 14, 24, 89, 102)、取下げが四件 (Docket Nos. 16, 27, 65, 93)、不承認が二件 (Docket Nos. 1, 31)、承認が五一件 (Docket Nos. 2, 6, 7, 8, 10, 11, 12, 13, 15, 18, 19, 21, 22, 23, 28, 29, 30, 32, 33, 34, 35, 36, 38, 39, 40, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 52, 59, 62, 66, 68, 70, 75, 78, 79, 80, 84, 87, 88, 90, 100, 108, 109, 115)。

(14) なお、第三条・四条手続の申請内容は以下の通り。ケースによっては複数の事項に跨るものがある。「ダムの新設・再建・補修 (Docket Nos. 1, 6, 8, 10, 11, 14, 19, 22, 27, 28, 32, 33, 35, 36, 38, 39, 40, 43, 44, 45, 46, 47, 49, 52, 59, 65, 66, 68, 69, 80, 87, 108)」 「堤防の建設 (Docket Nos. 14, 23, 29, 30, 34, 49, 90, 109)」 「堰の設置 (Docket Nos. 13, 14, 15, 24, 102)」 「発電所の建設 (Docket Nos. 16, 19, 22, 32, 68)」 「魚道の設置 (Docket No. 18)」 「橋梁の建設 (Docket Nos. 21, 115)」 「道路の建設 (Docket No. 100)」 「貯水池の建設 (Docket Nos. 35, 39, 44, 62, 69)」 「トランスの設置 (Docket Nos. 2, 12)」 「防水ネットの設置 (Docket No. 79)」 「浚渫 (Docket Nos. 13, 78, 102)」 「貯水の利用 (Docket Nos. 43, 45, 47, 59, 93)」 「開削 (Docket Nos. 23, 29, 30, 34, 48, 62, 70)」 「水位の調整 (Docket Nos. 84, 97)」 「ダム運転に起因する損害の支払 (Docket No. 31)」 「管理体制の構築 (Docket No. 75)」 「排水区域間の調整 (Docket No. 42)」。

(15) Lemarquand, *supra* note (71), p. 81.

(16) 「ミシガン湖分水ケース」は、五大湖の一つであるミシガン湖の水を大量にアメリカシカゴ市が分水し続け、さらに同市議会が追加の分水を実施しようとしたことに対して、カナダ政府が自国の利益を害するとして分水に反対し、アメリカ・カナダ連邦政府の合意に基づいて IJC に付託された事案である。しかし、本件でアメリカ政府は、シカゴ市議会の

行動に異議を唱えていたことからは必ずしも連邦政府間の紛争発生事案とは言えないものと解する。See D. C. Piper, "A Significant Docket for the International Joint Commission," 59 *American Journal of International Law* (1965), pp. 593-595. 次に、「スカジット河ロス・ダム建設計画ケース」は「アメリカシアトル市がスカジット河 (Skagit River) にロス・ダム (Ross Dam) の建設計画を立案したことに対して、カナダのブリティッシュ・コロンビア州が、ロス湖 (Ross Lake) の水位上昇の結果、同州の環境及び生態系に悪影響を及ぼすおそれがあると異議を申し立て、アメリカ・カナダ連邦政府の合意に基づいてIJCに付託された事案である。しかし、本件紛争は、基本的にシアトル市とブリティッシュ・コロンビア州の間で発生していることから連邦政府間の紛争とは言えないものと解する。See R. E. Stein, "The Mediation of International Environmental Disputes," *Environmental Mediation International* (ed), *Environmental Mediation in Canada: Ottawa, April 14-15, 1983, seminar proceedings* (1983), pp. 7-9; D. K. Alper and R. L. Monahan, "Regional Transboundary Negotiations Leading to the Skagit River Treaty: Analysis and Future Application," 12 *Canadian Public Policy* (1986), pp. 163-166; McCaffrey, *supra* note (3), pp. 83-84.

(11) *Trail Smelter Arbitration (United States of America v. Canada)*, Awards of 16 April 1939 and 11 March 1941, 3 *Reports of International Arbitral Awards*, p. 1917.

(18) Report of the IJC, in the *Trail Smelter References* (1931), pp. 1-2, at <http://ijc.org/en/Dockets?docket=25>.

(19) *Ibid.*, p. 1.

(20) *Ibid.*, p. 3.

(21) Lemarquand, *supra* note (71), pp. 69, 73.

(22) 仲裁裁判所は、一九三八年四月一六日の中間判決にて、一九三二年一月一日から三七年一月一日までの賠償額を七万八〇〇〇ドルと認定した。*Trail Smelter Arbitration, supra* note (117), p. 1933. さらに、同裁は、一九四一年三月一日の最終判決で、一九三七年一月一日から四〇年一月一日までの間はいかなる損害も発生しておらず、したがって、いかなる賠償の支払も不要と判示した。*Ibid.*, p. 1962. 最終的にカナダ政府はIJC及び同裁の決定を受け入れ、アメリカ政府に右賠償額を支払った。

(23) *Ibid.*, pp. 1974-1978.

- (21) Boundary Waters Treaty, *supra* note (15), Article, 4, para. 2.
- (22) 「調停 (conciliation)」とは、個人からなる独立の委員会が事実問題の調査のほか、法律問題を含むあらゆる側面を検討し、紛争当事国の受諾可能な解決条件を提示することによって紛争の友好的解決をはかる手段をいう。Merrills, *supra* note (25), p. 64; 酒井啓司＝寺谷広司＝西村弓＝濱本正太郎『国際法』(有斐閣、二〇一一年)三四五―三四六頁。
- (23) Convention relative to the Establishment of a Tribunal to Decide Questions of Indemnity and Future Regime Arising from the Operation of Smelter at Trail, British Columbia, U.S.-Canada, signed at Ottawa, April 15, 1935, 49 *U.S. Statutes at Large* (1935), p. 3245, Article, 1.
- (24) *Trail Smelter Arbitration*, *supra* note (117), p. 1966.
- (25) Report of the IJC, on principles for determining and apportioning benefits from cooperative use of storage of waters and electrical inter-connection within the Columbia River system [hereinafter IJC Columbia River Report] (1959), p. 1, at <http://ijc.org/en/Dockets?docket=51>.
- (26) C. B. Bourne, "Mediation, Conciliation and Adjudication in the Settlement of International Drainage Basin Disputes", 9 *Canadian Yearbook of International Law* (1971), p. 120.
- (27) 計画案のごくつばは以下に詳し。R. W. Johnson, "The Columbia Basin", A. H. Garretson, R. D. Hayton, and C. J. Olmstead (eds.), *The Law of International Drainage Basins* (Oceana Publications, 1967), pp. 211-214.
- (28) IJC Columbia River Report, *supra* note (128), pp. 1-30.
- (29) 一九四四年を境にそれまで大多数を占めていた「申請」が激減し、代わって、それまでわずか数件にとどまっていた「付託」が急増するようになった。正確な要因は定かでないが、第二次大戦の終結を契機として、それまで小規模かつ単一目的であった事業が、急速に大規模かつ総合的な流域開発事業へと変容したことに求められるように思われる。See B. Sadler, "The Management of Canada-U.S. Boundary Waters: Retrospect and Prospect", 26 *Natural Resources Journal* (1986), p. 363.
- (30) Treaty between Canada and the United States of America relating to cooperative development of the water resources of the Columbia River Basin, signed at Washington, 17 January 1961, 542 *United Nations Treaty Series* (1965), p.

246, Articles, 2-13 and Annex B.

(134) Johnson, *supra* note (130), p. 219; Bourne, *supra* note (129), p. 121.

(135) Bourne, *ibid.*, p. 122.

(136) Bloomfield and Fitzgerald, *supra* note (27), p. 177.

(137) *Ibid.*

(138) *Ibid.*

(139) *Ibid.*, p. 178.

(140) 国境水条約第二条は、「締約国は、国境を跨ぎ、あるいは国境水に流入する自然の流路 (channels) のうち、自国領域内のあらゆる水の利用及び分水——一時的か恒久的かに関わらず——に対して排他的権限及び支配権を有する。」と規定し、絶対領域主権の立場を採用した。Boundary Waters Treaty, *supra* note (15), Article. 2. ただし、この立場は本条約他の条項によって緩和されている。

(141) Bloomfield and Fitzgerald, *supra* note (27), p. 179.

(142) *Ibid.*, p. 180.

(143) E. L. Kerley and C. F. Goodman, "The Gut Dam Claims: A Lump Sum Settlement Disposes of an Arbitrated Dispute", 10 *Virginia Journal of International Law* (1970), p. 306; 白杵知史「ガット・ダム仲裁裁判と国家の賠償責任」『法学研究』第七五巻二号(二〇〇二年)一〇九頁。

(144) Kerley and Goodman, *ibid.*, p. 307; 白杵、同上、一〇九—一〇頁。

(145) Report of the IJC, Water Levels of Lake Ontario (1961), p. 1, at <http://ijc.org/en/Dockets?docket=67>.

(146) *Ibid.*, pp. 32-33.

(147) *Ibid.*, p. 34.

(148) 白杵・前掲註(143)一一〇—一一五頁。

(149) 仲裁裁判所は、一九六八年二月、ガット・ダムに起因してアメリカ市民に発生した損害について、カナダの賠償責任を肯定しつつも、ダムと損害の因果関係の確定、賠償の範囲及び具体的な賠償額の算定については、最終的な解決を当事

国の交渉に委ねた。その後、両政府は外交交渉を開始し、一九六八年九月、カナダがアメリカに三五万ドルの賠償金を支払うことへ合意した。白桦、同上。

- (50) Report of the IJC, Transboundary Implications of the Garrison Diversion Unit (1977), p. 1, at <http://ijc.org/en/Dockets?docket=102>.
- (51) *Ibid.*, pp. 5-9.
- (52) *Ibid.*, p. 6.
- (53) *Ibid.*, p. 121.
- (54) *Ibid.*
- (55) *Ibid.*, pp. 121-122.
- (56) Sadler, *supra* note (132), p. 364; Lemarquand, *supra* note (71), p. 74; E. B. Weiss, *International Law for a Water-Scarce World* (Martinus Nijhoff, 2013), p. 136.
- (57) O. McIntyre, *Environmental Protection of International Watercourses under International Law* (Ashgate, 2007), p. 374; A. Signorelli, "Devils Lake Outlet and the Need for Canada and the United States to Pursue a New Bilateral Understanding in the Management of Transboundary Waters", 10 *Asper Review of International Business and Trade Law* (2010), p. 231.
- (58) O. McIntyre, "The Role of Customary Rules and Principles of International Environmental Law in the Protection of Shared International Freshwater Resources", 46 *Natural Resources Journal* (2006), p. 204; Signorelli, *ibid.*
- (59) D. B. Hollis, "Disaggregating Devils Lake: Can Non-State Actors, Hegemony, or Principal-Agent Theory Explain the Boundary Waters Treaty?", J. McManus (ed), *Responsibility of Individuals, States and Organizations: Proceedings of the 35th Annual Conference of the Canadian Council on International Law, Ottawa, October 26-28, 2006* (Canadian Council on International Law, 2007), pp. 56-57.
- (60) See D. K. W. Wilson Jr., "Cabin Creek and International Law - An Overview", 5 *Public Land Law Review* (1984), p. 120.



- (161) 一九八一年に、継続的な協議の場として、両政府は「ガリソン協議グループ (Garrison Consultative Group)」を設置した。しかし、一九八六年、議会は、「ガリソン分水ユニット再構築法 (GDJ Reformulation Act)」を可決し当該計画の実施は断念された。代わって、後述するように「北西地域水供給事業 (Northwest Area Water Supply Project)」が立案された(第三章第一節一を参照)。C. M. Carwell, "The North Dakota Garrison Diversion Project and International Environmental Law", 60 *North Dakota Law Review* (1984), p. 608; Legault, *supra* note (80), p. 53; *Government of the province of Manitoba v. Norton*, 398 F. Supp. 24d 41 (D.D.C., Feb. 3, 2005), pp. 56-57.
- (162) Report of the IJC, Water Quality in the Poplar River Basin [hereinafter IJC Poplar River Basin Report] (1981), p. 1, at <http://ijc.org/en/Dockets?docket=108>.
- (163) *Ibid.*, pp. 2-3.
- (164) *Ibid.*, pp. 1, 210-212.
- (165) *Ibid.*, p. 197.
- (166) *Ibid.*, p. 198.
- (167) *Ibid.*, pp. 199-208.
- (168) McIntyre (2006), *supra* note (158), p. 205; McIntyre (2007), *supra* note (157), p. 374.
- (169) 繁田泰宏『国際水路の衡平利用原則』と越境汚染損害防止義務との関係に関する一考察(一)・完『法学論叢』第一三七卷三号(一九九五年)五三頁、五九頁(原註26)。
- (170) IJC Poplar River Basin Report, *supra* note (162), p. 188.
- (171) Lemarquand, *supra* note (71), p. 75; Hollis, *supra* note (159), p. 68.
- (172) Report of the IJC, Impacts of a Proposed Coal Mine in the Flathead River Basin [hereinafter IJC Flathead River Basin Report] (1988), pp. 5-6, at <http://ijc.org/en/Dockets?docket=111>.
- (173) D. Ross, "International Management of the Flathead River Basin," 1 *Colorado Journal of International Environmental Law and Policy* (1990), p. 223.
- (174) *Ibid.*, pp. 225-231.

- (175) IJC Flathead River Basin Report, *supra* note (172), p. 3.
- (176) Ross, *supra* note (173), p. 230.
- (177) *Ibid.*
- (178) IJC Flathead River Basin Report, *supra* note (172), p. 9.
- (179) *Ibid.*
- (180) *Ibid.*
- (181) *Ibid.*, p. 11.
- (182) Hollis, *supra* note (159), p. 56.
- (183) J. L. Sax and R. B. Keiter, "The Realities of Regional Resource Management: Glacier National Park and Its Neighbors Revisited", 33 *Ecology Law Quarterly* (2006), p. 295.
- (184) Ross, *supra* note (173), p. 231; Sax and Keiter, *ibid.*, p. 296; S. Hernandez, "Mountaintop Removal at the Crown of the Continent: International Law and Energy Development in the Transboundary Flathead River Basin", 32 *Vermont Law Review* (2008), p. 551.
- (185) つかく、結局、当該計画の実施は断念された。Legault, *supra* note (80), p. 53.